

公共調達に適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
令和7年度福岡第二合同庁舎連結送水管配管修繕	支出負担行為担当官 九州地方整備局長 垣下 禎裕 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第二合同庁舎7階	令和7年9月30日	旭防災設備株式会社 福岡県福岡市博多区東比恵3-16-14	5010901000539	会計法第29条の3第4項及び予法令第102条の4第3号	3,000,800	2,725,250	90.82%		
寒水川排水機場ポンプ設備緊急復旧	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 筑後川河川事務所長 塚原 隆夫 福岡県久留米市高野一丁目2番1号	令和7年9月11日	株式会社協和製作所 佐賀県佐賀市高木瀬西6丁目9番1号	5300001000179	会計法第29条の3第4項及び予法令第102条の4第3号	2,164,800	2,156,000	99.59%		
令和7年度遠賀川河川改修事業埋蔵文化財発掘調査委託業務	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 遠賀川河川事務所長 今井 勝一 福岡県直方市溝堀1丁目1-1	令和7年9月16日	福岡県 福岡県博多区東公園7-7	6000020400009	会計法第29条の3第4項及び予法令第102条の4第3号		58,770,863	—		
令和7年度遠賀川河川事務所外部演算装置外改造	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 遠賀川河川事務所長 今井 勝一 福岡県直方市溝堀1丁目1-1	令和7年9月25日	JRCシステムサービス株式会社 福岡県福岡市博多区綱場町4-1	8120001072614	会計法第29条の3第4項及び予法令第102条の4第3号	14,850,000	14,850,000	100.00%		
令和7年度一般国道3号千早・名島地区電線共同溝に伴う引込管路・連系管路及び連系設備工事	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 福岡国道事務所長 金井 仁志 福岡市東区名島3丁目24-10	令和7年9月29日	九州電力送配電(株)	6290001084768	会計法第29条の3第4項及び予法令第102条の4第3号	—	33,209,000	—		
令和7年度人吉地区堤防等周辺美化(後期)委託	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 八代河川国道事務所長 飯島 直己 八代市萩原町1-708-2	令和7年9月4日	人吉市	9000020432032	会計法第29条の3第4項及び予法令第102条の4第3号	—	10,010,000	—		
肥薩おれんじ鉄道線日奈久温泉・肥後二見間日奈久高架橋(共通)他3橋の橋梁点検	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 八代河川国道事務所長 飯島 直己 八代市萩原町1-708-2	令和7年9月16日	肥薩おれんじ鉄道(株)	8330001014082	会計法第29条の3第4項及び予法令第102条の4第3号	—	6,432,000	—		
令和7年度球磨地区堤防等周辺美化(後期)委託	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 八代河川国道事務所長 飯島 直己 八代市萩原町1-708-2	令和7年9月24日	球磨村	4000020435139	会計法第29条の3第4項及び予法令第102条の4第3号	—	4,950,000	—		
令和7年度 台風15号に伴う通行規制(その7)	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 延岡河川国道事務所長 島川 浩一 宮崎県延岡市大貫町1丁目2889	令和7年9月4日	建設サービス株式会社 福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目17番25号	1290001012989	会計法第29条の3第4項及び予法令第102条の4第3号		4,356,000	—		
令和7年度加治木維持出張所管内応急対応作業(その10)	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 鹿児島国道事務所長 瀬戸 祐介 鹿児島県鹿児島市浜町2番5号	令和7年9月19日	福地建設株式会社 鹿児島県霧島市牧園町宿窪田2516番地	3340001007610	会計法第29条の3第4項及び予法令第102条の4第3号	6,699,000	6,699,000	100.00%		

(注1) 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価または予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。

(別紙様式4)

(注2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。